

「フォークリフト運転技能講習」のご案内

最大荷重が1トン以上のフォークリフト（道路上を走行させる運転を除く。）の運転の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号（就業制限に係る業務）により、「フォークリフト運転技能講習」の修了者でなければ従事することができません。

（一社）松本労働基準協会では中部労働技能教習センターと協議し、下記により「フォークリフト運転技能講習」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

1. 開催日時・場所

※ 受付 午前7時45分 ・ 開講 午前8時

開催日	年間(R7.4.1～R8.3.31)随時受付(別紙予定表参照)
締切日	各開催日の2週間前
定員	20名(締切日前であっても定員になり次第締め切ります。)
会場	(一社)中部労働技能教習センター松本会場 松本市島内(小宮)729-1 電話 0263(47)4443

2. 講習コース・受講資格及び受講料等

コース別	受講資格等	所要日数	学科	実技	受講料 (消費税込)	教材費 (消費税込)
第1コース	① 大型特殊自動車免許(カタピラ限定免許を除く。)をお持ちの方 ② 大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定免許に限る。)を所持し、特別教育修了者で最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務従事経験が3月以上ある方	2日	7時間	6時間	20,900円	2,200円
第2コース	大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定免許に限る。)をお持ちの方	4日	7時間	24時間	35,200円	
第3コース	講習科目の一部免除のない方	5日	11時間	24時間	37,400円	

3. 受講申込み等

- (1) 申込先 (一社)松本労働基準協会 松本市大字島内 3427 番地 51
TEL 0263 (40) 3600 FAX 0263 (48) 1388

- (2) 提出書類

写真(縦3.0cm 横2.5cm)1枚		受講申込書に貼付して下さい。(写真は申請前6カ月以内に撮影したもの)
自動車運転免許証の写し		受講申込書裏面に必要書類を貼付して下さい。 ※取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証の写しを添付して下さい。
第1コース ② のみ	特別教育修了証の写し	受講申込書裏面に必要事項を記入・捺印をして下さい。
	経 験 証 明 書	

※外国籍の方は、在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明書のいずれかの写しを添付して下さい。

旧姓、通称併記をご希望の場合は、お名前の確認できる住民票、自動車運転免許証(氏名併記済)等の公的な証明書の写し添付。

4. 当日の持参品(昼食は各自ご用意願います。)

学科：筆記用具、受講票

実技：作業着、安全な靴、軍手、ヘルメット（ある方は持参して下さい。）

長めの靴下(ズボンの裾を入れるため)、雨具、印鑑(修了証交付時に使用)

フォークリフト運転技能講習受講申込書

※希望するコースに○をして下さい。

受付年月日	令和 年 月 日			第1コース
受付番号	第 号			第2コース
				第3コース
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿 次のとおり受講申込みいたします。				
申込み日 令和 年 月 日				
ふりがな				上三分身 写真1枚 縦 3cm × 横 2.5cm 正面・脱帽 無背景 裏面に氏名を記載
氏 名	(旧姓・通称名)			
	※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	歳		
現 住 所	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡			
	電話	携帯電話	FAX	
勤 務 先	会社名			
	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡			
	所在地	電話	FAX	
資格等の有無	所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証等の写しを貼付けて下さい。 所持されていない方は「無」の欄に☑を記入して下さい。			
	☐ 大型特殊自動車免許			
	☐ 大型・中型・準中型又は普通自動車免許 を所持し、 かつ、フォークリフト運転特別教育修了者		裏面に自動車運転免許証・特別教育修了証 写しの貼付け および 運転業務経験(3ヶ月以上)証明(事業主証明)を受けて下さい。	
	☐ 大型・中型・準中型・普通自動車免許 又は 大型特殊自動車免許(カタピラ限定)		☐ 無	
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日			
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	飯田 ・ 松本 ・ その他		入校通知 送付先	勤務先 ・ 現住所

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、講習時間が不足する為理由の如何を問わず受講できません。
 時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。
 また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

* 下 の 欄 は 当 セ ン タ ー で 記 入 し ま す。				
入所日	修了証番号			
修了日				
受 講 料	教 材 費	記 事		

(2025.1)

(一社)松本労働基準協会

自動車運転免許証等（写）貼付欄

裏面に表面の変更事項が記載されている場合は、裏面の写しも貼り付けて下さい。

第1コース受講者で下記の受講資格に該当される方

大型・中型・準中型、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許（カタピラ限定）を所持し、フォークリフト運転の業務特別教育修了者で運転業経験が3ヶ月以上ある方は、自動車運転免許証（写）の貼付及び下記の運転業務経験証明書（事業主証明）を受けて下さい。

フォークリフト運転の業務特別教育修了証 貼付欄

修了証の写しは、表裏（両面）の複写を貼り付けて下さい。
（講習名・修了者氏名・実施機関の記載事項部分写しが必要です。）

- *取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証（写）を添付して下さい。
- *修了証の写しがこの枠内に添付できない場合は、別紙に添付して本申込書と同封して下さい。
- *事業内で特別教育を実施した場合は、特別教育実施記録又は実施証明書等の写しをA4版でコピーし提出して下さい。

運 転 業 務 経 験 証 明 書

受講者氏名

※下記の枠内に該当する事項を全て記入してください※

上記の者は、大型・中型・準中型・普通自動車免許又は大型特殊自動車免許証（カタピラ限定）

を有し、フォークリフトの運転業務特別教育を

年

月

に修了し、かつ

最大荷重1トン未満の運転業務に

年

月

～

年

月

3ヶ月以上従事した経験を有することを証明する。

令和 年 月 日

事業所名

社印

役職

氏名

印

【フォークリフト運転技能講習 標準時間割】

令和7年4月1日以降の講習から適用

(一社)中部労働技能教習センター

第1コース【2日間】	第2コース【4日間】	第3コース【5日間】
学科 7時間 実技 6時間	学科 7時間 実技 24時間	学科 11時間 実技 24時間

休憩時間 学科 1時間毎5分間
実技 AM10:00 PM15:00 各15分

7時45分～受付 8時講習開始

第1コース・第2コース共通

時 間	講習科目	講習時間
1 日目	8:00～12:15 荷役に関する装置の構造・取扱方法の知識	4.0
	12:15～13:00 昼休み	
	13:00～15:05 運転に必要な力学に関する知識	2.0
	15:10～16:10 関係法令	1.0
	16:15～17:00 学科修了試験	

第1コース

時 間	講習科目	講習時間
2 日目	8:00～10:00 フォークリフト運転(走行)の操作	2.0
	10:15～12:15 フォークリフト運転(荷役)の操作	2.0
	12:15～13:00 昼休み	
	13:00～15:00 フォークリフト運転(荷役)の操作	2.0
	15:15～ 実技修了試験	
	試験終了後、合格者に対して修了式実施。	

第2コース

時 間	講習科目	講習時間
2 日目	8:00～12:15 フォークリフト運転(走行)の操作	4.0
	12:15～13:00 昼休み	
	13:00～17:45 フォークリフト運転(走行)の操作	4.5

時 間	講習科目	講習時間
3 日目	8:00～12:15 フォークリフト運転(走行)の操作	4.0
	12:15～13:00 昼休み	
	13:00～15:00 フォークリフト運転(走行)の操作	2.0
	15:15～17:45 フォークリフト運転(荷役走行)	2.5

※1日目は第1・第2 同一コースで実施
2日目から各コースに分かれて実技講習実施

第3コース

時 間	講習科目	講習時間
1 日目	8:00～12:15 走行装置の知識	4.0
	12:15～12:30 学科修了試験	

時 間	講習科目	講習時間
4 日目	8:00～12:15 フォークリフト運転(荷役走行)	4.0
	12:15～13:00 昼休み	
	13:00～16:15 フォークリフト運転(荷役走行)	3.0
	16:15～ 実技修了試験	
	試験終了後、合格者に対して修了式実施。	

※第3コースは、第1・第2コース開始日前日に学科講習を実施する。(要相談)
その後、第2コースと同一コースの講習を実施する。

△労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合

には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の[受講事項]を必ずご確認ください。)

松本会場

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月
技能講習	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)				2~7 (月~土)				20~25 (月~土)				2~7 (月~土)	
	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転※ (構体質量3t以上)		7~11 (月~金)	7~9・12~13 (水~金・月~火)	2~6 (月~金)	7~11 (月~金)	18~22 (月~金)	22~26 (月~金)	20~24 (月~金)	10~14 (月~金)	8~12 (月~金)	13~17 (火~土)	2~6 (月~金)	2~6 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(構体質量3t以上)		30 (水)		30 (月)			8 (月)		17 (月)		23 (金)		27 (金)
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)			1~2 (木~金)		28~29 (月~火)			29~30 (水~木)			26~27 (月~火)		
特別教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)		17~18 (木~金)	22~23 (木~金)	11~12 (水~木)	11~12 (金~土)	4~5 (月~火)	12~13 (金~土)	27~28 (月~火)	25~26 (水~木)	23~24 (火~水)	28~29 (水~木)	12~13 (木~金)	18~19 (水~木)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満) ※松本会場で小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習 (計5日間)の日程の初日から3日間となります。		14~17 (月~木)	19~22 (月~木)	16~19 (月~木)	1~4 (火~金)	6~9 (水~土)	16~19 (火~金)	14~17 (火~金)	4~7 (火~金)	15~18 (月~木)	19~22 (月~木)	24~27 (火~金)	23~26 (月~木)
	フォークリフト運転(最大荷重1t以上)※ ※赤字は休日講習				6/28~29・7/5~6 (土・日・土・日)	22~25 (火~金)			4~5・11~12 (土・日・土・日)				2/28~3/1 (火~土)	2/3~7 (水~日)
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)※			13~16 (火~金)										
特別教育	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習		1~5 (火~土)	26~30 (月~金)	23~27 (月~金)	14~18 (月~金)		1~5 (月~金)				5~9 (月~金)		
	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)		10~11 (月~金)	12~13 (月~火)	12~13 (水~金)		21~22 (水~金)	25~26 (水~金)	30~31 (水~金)	19~20 (水~金)	11~12 (水~金)	9~10 (月~火)	9~10 (月~火)	30~31 (月~火)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (構体質量3t未満)		28~29 (月~火)	20~21 (金~土)				4~5 (水~金)		27~28 (水~金)	25~26 (水~金)			9~10 (月~火)
	ローラー運転		23~24 (水~木)					1~2 (月~火)				29~30 (水~金)		
安全衛生教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)				9~10 (月~火)				28~29 (火~水)					16~17 (月~火)
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)			26~27 (月~火)				25~26 (月~火)						11~12 (水~木)
	巻上げ機(ウィンチ)							20 (水)	14 (火)		19 (金)	9 (月)		
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業		9 (水)		9 (月)									13 (金)
安全衛生教育	刈払機取扱作業者安全衛生教育			1 (木)				11 (木)						
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育				23 (月)					18 (火)				
	はい作業従事者安全衛生教育													
								22 (月)						

長野会場

区分	種目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2026年 2月	2026年 3月
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転※ (構体質量3t以上)		7~11 (月~金)	12~16 (月~金)	2~6 (月~金)	7~11 (月~金)	7/28~8/1 (月~金)	1~5 (月~金)	9/29~10/3 (月~金)	10~14 (月~金)	1~5 (月~金)	5~9 (月~金)	9~13 (月~金)	9~13 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(構体質量3t以上)			26~27(前12:00~13:00) (月~火)			27~28(前12:00~13:00) (水~木)				22~23(前12:00~13:00) (月~火)			
	車両系建設機械(解体用)運転(構体質量3t以上)		14 (月)		9 (月)		18 (月)		6 (月)		8 (月)		16 (月)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		1~2 (火~水)		25~26 (水~木)				8~9 (水~木)			29~30 (水~木)		
特別教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)		3~4 (木~金)	7~8 (水~木)	10~11 (火~水)	3~4 (水~木)	5~6 (火~水)	16~17 (火~水)	20~21 (月~火)	19~20 (水~木)	11~12 (木~金)	15~16 (水~金)	5~6 (水~金)	17~18 (火~水)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満) ※長野会場で小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習 (計5日間)の日程の初日から3日間となります。													
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)※				16~19 (月~木)								24~27 (火~金)	
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習		4/28~5/2 (月~金)	19~23 (月~金)		14~18 (月~金)	8~12 (月~金)			4~8 (火~土)		19~23 (月~金)	18~19 (水~木)	2~6 (月~金)
特別教育	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (構体質量3t未満)		15~16 (火~水)		23~24 (月~火)		20~21 (水~木)		22~23 (水~木)		15~16 (月~火)			25~26 (水~木)
	ローラー運転				12~13 (水~金)			24~25 (水~木)				13~14 (火~水)		23~24 (水~木)
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)							18~19 (木~金)						25~26 (火~水)
	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業			9 (金)		22 (火)		22 (月)		25 (火)		26 (月)		30 (月)

※講習の各コースの受講開始日は、いずれも日程の初日です。(※)の種目の新1コースを受講される日程は、上記日程の初日、2日目(計2日間)となります。

講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための経費用を一部負担していただくこととなります。

令和7年度月別・会場別講習等計画表

受講に関する注意事項

当センターからの大切なお願いです。受講前にご一読いただきますようお願い申し上げます。

(1) 講習時間について

- ・全日程につきまして、本書記載の「講習開始時間」より遅刻された場合は、理由の如何を問わず受講できません。講習開始時間の厳守をお願いいたします。
- ・受講期間中の早退・欠課につきましては、その後の受講はできません。次回以降の講習会へ引き続きご参加いただけるよう調整いたします。法令等により受講時間が規定されておりますので何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(2) キャンセル及び申込内容変更について

- ・特段の事情により講習会をキャンセルする場合は、受講日前日までにご連絡をお願いいたします。講習受講開始後からにおける受講料等返金は一切できませんのでご注意ください。また、申込内容及び受講コースに変更等が生じた際は速やかに当センターへお申し出ください。

(3) 受講期間中について

- ・受講期間中に発熱や体調不良を感じた際は、無理をなさらずにお申し出下さい。
- ・受講中の不適切な行動、当センター職員、講師からの注意に従わない場合は不合格とさせていただきます。受講料等の返金には一切応じられませんのでご了承願います。
- ・持ち込まれた貴重品につきましてはご本人の管理を徹底してください。

(4) 会場・施設利用について

- ・各会場ともに駐車場をご用意しております。駐車場で発生した事故につきましては責任を負いかねます。また、係員より指示がございましたら指示位置への駐車にご協力をお願いいたします。
- ・当センター指定喫煙所以外は禁煙です。また講習時間中は全面禁煙とさせていただきます。
- ・施設内での電子機器(スマートフォン等)の充電はご遠慮願います。また発見した際は事務所にて保管いたします。

(5) 修了証の交付について

- ・講習終了後に修了証を交付いたしますが、必要書類(申込書、写真等)の提出が遅延した場合や補正が必要な際には修了証の即日交付が出来ない可能性もありますので予めご了承ください。なお、即日交付できない場合は、補正完了後に送付させていただきます。また、受講者様の事情(申込書の提出遅延、記載事項誤り等)により交付できなかった場合は、送付する実費(郵送料)が必要になります。
- 切手代 460 円分(簡易書留 350 円+定形郵便物 110 円)を貼付けした返信用封筒をご用意ください。

(6) 修了試験について

- ・学科講習及び実技講習(特別教育・安全衛生教育を除く)には試験があります。試験に不合格となりますと再試験に係る経費(補講料を含む)が発生いたします。30 分あたり 学科 : 1,100 円(税込) 実技 : 1,650 円(税込) ※お支払い方法は現金のみとなります。また、2 回目の再試験を受けても合格に至らない場合は、不合格となります。予めご承知おきください。

(7) 個人情報の保護について

- ・ご提出いただきました個人情報は、当センターの個人情報保護方針に基づいて適切に管理いたします。詳細はホームページ(<https://www.ginosenta.or.jp/privacy/>)をご覧ください。

当センターのホームページでは講習計画、申込書ダウンロードの他に「追加で実施する講習会の情報」や「講習締切状況」がご確認いただけます。「中部労働技能教習センター」ホームページへのアクセスはこちらから→→→



長野県労働局長登録教習機関 長野県知事認定職業能力開発校

一般社団法人 中部労働技能教習センター